

設楽ダム建設事業の検証に係る検討の経緯

平成25年3月20日
国土交通省 中部地方整備局

ダム検証に係る経緯

昭和53年 4月	実施計画調査に着手
平成 2年 5月	「豊川水系における水資源開発基本計画」閣議決定
平成11年12月	「豊川水系河川整備基本方針」策定
平成13年11月	「豊川水系河川整備計画」策定
平成15年 4月	建設事業に着手
平成18年 2月	「豊川水系における水資源開発基本計画」全部変更閣議決定
平成18年 4月	「豊川水系河川整備計画」一部変更
平成19年 6月	「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書」を公告縦覧
平成20年10月	特定多目的ダム法に基づく「設楽ダムの建設に関する基本計画」告示
平成21年 2月	損失補償基準妥結、ダム建設同意調印
平成21年 3月	水源地域整備計画決定
平成21年 6月	用地補償契約着手
平成21年 8月	道路工事着手
平成21年12月	検証の対象とするダム事業に選定
平成22年 9月	検証に係る検討の指示

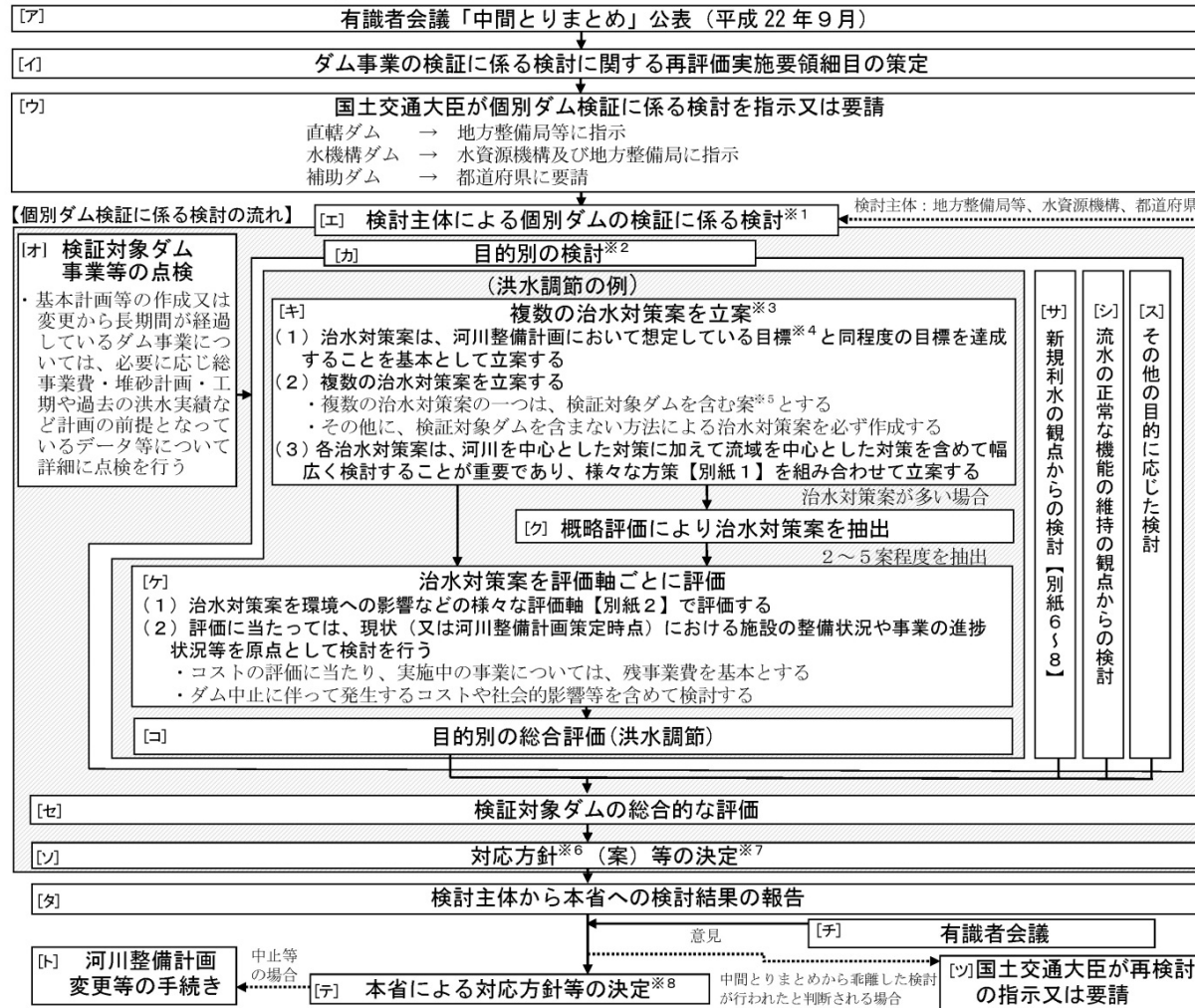
ダム検証に係る経緯

個別ダム検証の進め方等

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

●個別ダムの検証は、下図のような流れで行うこととしてはどうか

※なお、今後の治水理念の構築については、別途検討する



【ナ】

【検証の進め方のポイント】

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に基づいて③を行う進め方で検討を行う。

- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める※9
- ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する。

※1 検討に当たっては、流域及び河川の概要（流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画）、検証対象ダム事業の概要（目的、経緯、進捗状況等）について整理しておくことが重要である。

※2 目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。

※3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

※4 一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。

※5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。

※6 事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいう。

※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

ダム検証に係る経緯

「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の目的

「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」は、検討主体による設楽ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

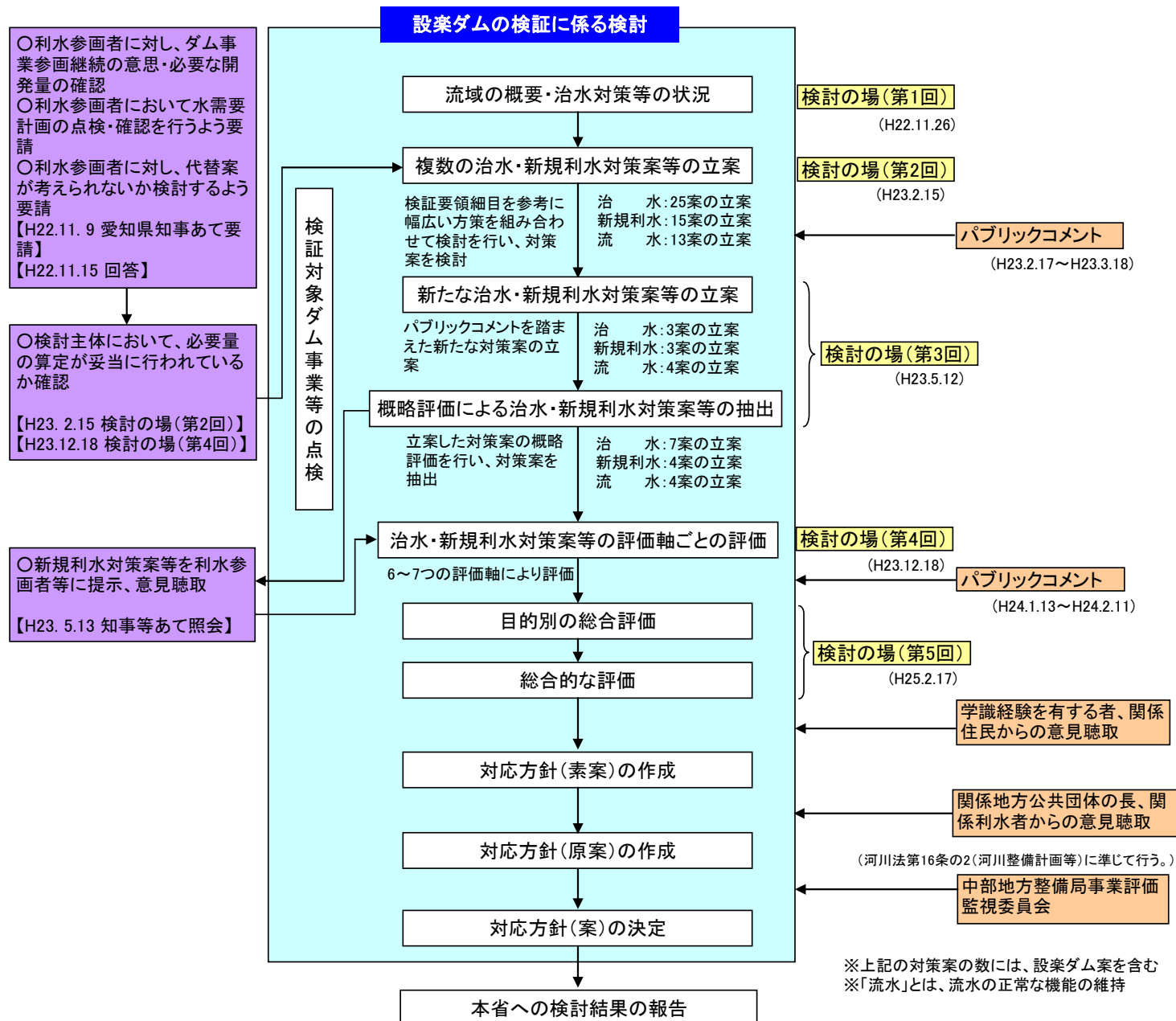
【構成員】

愛知県副知事
豊橋市長
豊川市長
蒲郡市長
新城市長
田原市長
設楽町長

【検討主体】

中部地方整備局長
河川部長

ダム検証に係る経緯



学識経験を有する者からの意見聴取

開催主旨

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」にもとづき、「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」について、学識経験を有する者より意見を聴くことを目的とする。

第3 再評価の実施

1 再評価の実施手続

(2) 情報公開、意見聴取等の進め方

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。
- ②検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。
- ③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。直轄ダム及び水機構ダムにおいて関係地方公共団体の長の意見を聴く場合は、河川法（昭和39年法律第167号）第60条第1項及び第63条第1項の規定により費用を負担することとなる都道府県を含めて意見を聴くものとする。意見の聴取の実施時期は事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行うものとする。

※ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目より抜粋